



平成 24 年 8 月 18 日

各 位

上 場 会 社 名	ニッシン債権回収株式会社
代 表 者	代 表 取 締 役 社 長 森 泉 浩 一 兼執行役員投資事業部長 (東証マザーズ コード番号：8426)
問 合 せ 先	常 務 取 締 役 山 口 達 也 兼執行役員経営管理部長
電 話 番 号	( 東 京 ) 0 3 - 5 2 1 0 - 1 7 5 1

### ブルーホライゾン合同会社による当社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

ブルーホライゾン合同会社（以下「公開買付者」といいます。）により、平成 24 年 7 月 23 日から平成 24 年 8 月 17 日まで（20 営業日）を公開買付期間として実施されておりました、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が平成 24 年 8 月 17 日をもって終了し、当社は、本日、公開買付者から本公開買付けの結果について、添付資料「ニッシン債権回収株式会社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」記載のとおり発表する旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けの応募株券の総数が買付予定数の下限（1,147,335 株）に達したことにより、本公開買付けは成立しております。

平成 24 年 7 月 20 日付当社プレスリリース「ブルーホライゾン合同会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にて公表しましたとおり、公開買付者によれば、本公開買付けが成立した場合には、その決済後速やかに、公開買付期間を平成 24 年 8 月 30 日（予定）から同年 10 月 12 日（予定）（30 営業日を予定）として、その時点で公開買付者以外の者の所有する当社の発行済普通株式の全てを取得することを目的として、第二回めの公開買付け（以下「第二回公開買付け」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。さらに、第二回公開買付けによって、当社の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、第二回公開買付け成立後に、公開買付者の要請に応じ当社を公開買付者の 100%子会社とするための手続（いわゆるスクイーズアウト。以下「本普通株式全部取得手続」といいます。）を実施する予定であるとのことです。

当社取締役会は平成 24 年 7 月 20 日時点において、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び、第二回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、第二回公開買付けへの応募については普通株式の株主の皆様のご判断に委ねること、並びに、本普通株式全部取得手続を実施することも相当であると考える旨を決議しておりますが、詳細は決定次第あらためてお知らせいたします。

以 上

(添付資料) ニッシン債権回収株式会社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

平成 24 年 8 月 18 日

各 位

東京都港区西新橋一丁目 2 番 9 号  
EP コンサルティングサービス内  
ブルーホライゾン合同会社  
代表社員 トレビア・ホールディングス・ツー・エルエルシー  
職務執行者 滝澤 和政

## ニッシン債権回収株式会社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

ブルーホライゾン合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 7 月 20 日、ニッシン債権回収株式会社（東証マザーズ、証券コード 8426、以下「対象者」といいます。）普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 24 年 7 月 23 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが 8 月 17 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

ブルーホライゾン合同会社

東京都港区西新橋一丁目 2 番 9 号 EP コンサルティングサービス内

##### (2) 対象者の名称

ニッシン債権回収株式会社

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

##### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,712,440 株	1,147,335 株	一株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (1,147,335 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (1,147,335 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である1,712,440株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の第11期有価証券報告書(平成24年6月29日提出)に記載された平成24年3月31日現在の発行済普通株式の総数(1,712,440株)となります。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 届出当初の買付け等の期間

平成24年7月23日(月曜日)から平成24年8月17日(金曜日)まで(20営業日)

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は平成24年8月31日(金曜日)までとなります。

なお、対象者により提出された意見表明報告書には公開買付期間の延長を請求する旨の記載はなされておらず、公開買付期間は当初予定どおり平成24年8月17日をもって終了しました。

#### (6) 買付け等の価格

普通株式1株につき金442円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,147,335株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(1,404,660株)が買付予定数の下限(1,147,335株)以上となりましたので、本公開買付けに係る平成24年7月23日付公開買付開始公告(平成24年7月23日付公開買付開始公告の訂正の公告による訂正後のものをいい、以下「本公開買付開始公告」といいます。)及び平成24年7月23日に関東財務局長に提出した公開買付届出書(以下「本公開買付届出書」といいます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、平成24年8月18日に報道機関に公表いたしました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	1,404,660株	1,404,660株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—
合計	1,404,660株	1,404,660株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	1,404,660個	(買付け等後における株券等所有割合 82.03%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,712,440個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第12期第1四半期報告書(平成24年8月14日提出)記載の平成24年6月30日現在の総株主等の議決権の数です。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
(公開買付代理人)

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

- ② 決済の開始日

平成 24 年 8 月 24 日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

ブルーホライゾン合同会社

（東京都港区西新橋一丁目 2 番 9 号 EP コンサルティングサービス内）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

4. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

公開買付け後の方針は、本公開買付開始公告及び本公開買付届出書に記載の内容から変更ありません。

公開買付者は、本公開買付けの決済完了後、その時点で公開買付者以外の者の所有する対象者普通株式の全てを取得することを目的とした第二回目の公開買付けを、買付け等の期間を平成 24 年 8 月 30 日（木）（予定）から平成 24 年 10 月 12 日（金）（予定）（30 営業日を予定）、対象者普通株式 1 株につき金 575 円を買付け等の価格、S M B C 日興証券株式会社を公開買付代理人として実施することを予定しています。

以 上